



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
4月28日  
号外(1)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 教育委員会教育長公告

令和5年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施公告(教職員課) ..... 1

## 教育委員会教育長公告

### 令和5年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施公告

令和5年度滋賀県公立学校教員採用選考試験(一般選考・障害者特別選考・スポーツ特別選考・社会人特別選考・国際貢献活動経験者特別選考)を次のとおり行います。

令和4年4月28日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

#### 1 校種・職種・教科・科目および採用予定数

校種・職種	教科・科目	採用予定数
(1) 一般選考		
① 小学校教員		250人程度
② 中学校教員	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	135人程度
③ 高等学校教員	国語、地理歴史(日本史、世界史、地理)、数学、理科(物理、化学、地学)、保健体育、英語、家庭、情報、農業、工業(機械系、電気系、化学工業系)、商業	80人程度
④ 特別支援学校教員		65人程度
⑤ 養護教員		10人程度
⑥ 栄養教員		5人程度
(2) 障害者特別選考	(1) ①～⑥の校種・職種、教科・科目	備考参照
(3) スポーツ特別選考	(1) ①～⑥の校種・職種、教科・科目	
(4) 社会人特別選考	高等学校教員 数学、理科(物理、化学、地学)、英語、農業、工業(機械系、電気系、化学工業系)	
(5) 国際貢献活動経験者特別選考	(1) ①～⑥の校種・職種、教科・科目	

(備考) 障害者特別選考、スポーツ特別選考、社会人特別選考および国際貢献活動経験者特別選考における採用数は一般選考の採用予定数に含まれます。

日本国籍を有しない者を任用する場合は、「任用の期限を付さない常勤講師」として採用します。

#### 2 出願資格 次の(1)～(3)の全ての要件を満たす者(社会人特別選考を除く。)

- (1) 全校種・職種とも、昭和48年4月2日以降に生まれた者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号および学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 受験する校種・職種および教科に相当する有効な普通免許状を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者

また、特別支援学校教員については、特別支援学校教諭の普通免許状を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者(令和4年度をもって教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第七に規定される特別支援学校等での最低在職年数(3年)等の所要資格を全て満たすこと、特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受

けようとする者を含む。)

3 出願できる校種・職種 1 (1)①～⑥のいずれか1つ(中学校教員または高等学校教員に出願する者は、その教科・科目のうちの1つ)に出願することができます。ただし、次の(1)～(4)の場合に限り、第2志望を認めます。なお、出願後は志望校種・職種、教科・科目の変更はできません。

- (1) 小学校教員に出願し、中学校教員を第2志望とする場合
- (2) 中学校教員に出願し、小学校教員を第2志望とする場合
- (3) 高等学校教員に出願し、特別支援学校教員を第2志望とする場合
- (4) 特別支援学校教員に出願し、高等学校教員を第2志望とする場合

4 出願期間 令和4年4月28日(木)9時から5月18日(水)17時まで(出願フォームによる出願のみ)

※ 出願フォームによる出願ができない場合は、13の問合せ先に連絡してください。

5 勤務地の条件 採用される校種・職種に応じて、それぞれ県内のいずれの公立学校にも赴任できること。

6 選考試験

(1) 一般選考

ア 第一次選考

- ・ 筆記試験および面接試験を必ず受験すること。
- ・ 試験の詳細については受験票で確認すること。

(イ) 筆記試験

- ① 日時 令和4年6月26日(日)13時30分から17時まで(集合時刻は12時40分から13時20分まで)
- ② 試験会場等 立命館大学びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東一丁目1-1) JR南草津駅下車「立命館大学行き」バス 約20分
- ③ 日程および内容

時 間	区 分	内 容
12:40～13:20(40分)	集 合	
13:30～13:50(20分)	諸 注 意	日程説明、注意事項、写真票等の回収等
13:50～14:20(30分)	小 論 文	与えられたテーマに関する論述問題
14:50～15:50(60分)	専 門 教 科 ・ 科 目	校種・職種、教科・科目に係る専門的な知識・技能等に関する記述式の問題(中学校教員および高等学校教員の英語については、リスニングテストを含む。)
16:20～17:00(40分)	一 般 教 養 ・ 教 職 教 養	教養に関するマークシート方式の問題

注 小学校教員の「専門教科・科目」には、英語の問題を含めて出題します。

④ 携行品

- ・ 受験票
- ・ 写真票
- ・ 鉛筆(HBまたはB)
- ・ 消しゴム
- ・ 140円分の切手
- ・ 黒ボールペン
- ・ 時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限りませす。

注1 受験する校種・職種、教科・科目で別に携行品が必要な場合は、受験票に記載します。

注2 受験票および写真票には同一の写真(4.5cm×3.5cm)を貼ってください。

注3 試験中は携帯電話の使用を禁じますので、電源を切ってください。

(イ) 面接試験

① 日時 令和4年7月2日(土)または7月3日(日)(受験日および集合時刻は、受験票に記載して通知します。通知された日時の変更はできません。)

② 試験会場等

小学校教員・中学校教員・養護教員・栄養教員 守山市立守山小学校(守山市勝部一丁目13-1) JR守山駅下車 徒歩約8分

高等学校教員・特別支援学校教員 滋賀県立大津高等学校(大津市馬場一丁目1-1) JR膳所駅・京阪膳所駅下車 徒歩約2分

③ 内容 集団面接(討論を含む。)

④ 携行品 受験票、筆記用具、上履き(大津高校は不要)

イ 第二次選考

① 第一次選考の結果、第二次選考の受験資格を得た者について、令和4年8月8日(月)から8月下旬までの間で指定する1日または2日間、次の表のとおり行います。通知された日時の変更はできません。

区分	対象	内容	
面接試験	全員	個人面接	
実技試験	指導実技	養護教員以外の全員 模擬授業(小学校教員については、外国語活動に必要な英語による簡単なコミュニケーションの力をみる質問を含む。)	
	専門実技	小学校教員	体育実技、音楽実技
		中学校教員(音楽、美術、保健体育、技術、家庭)	それぞれの教科に関する実技
		高等学校教員(保健体育、美術、家庭、農業、工業、商業)	それぞれの教科に関する実技
	養護教員	養護に関する実技	

注 病気、その他の特別な事情で実技試験を受験できない場合は、出願フォームの「13 確認事項」において「受験時の配慮事項」を「あり」とし、その内容を入力してください。(病気、妊娠等の場合は、第二次選考当日に診断書等、証明ができる書類を提出してください。)

② 提出物、必要な携行品等、その他の詳細については、第二次選考受験者に別途通知します。

ウ 加点の実施 次の①～⑩に該当する者で加点を希望する者は、出願フォームの「6 加点の申請」を「あり」とし、必要事項を入力してください。必要な書類を5月18日(水)までに持参または郵送(郵送の場合は5月18日(水)必着)にて提出することで、第一次選考試験の「専門教科・科目」の得点(100点満点)に加点をします。

注1 加点の最大は20点とします。

注2 令和5年3月31日までに加点の対象となる教員免許状が取得できなかった場合は、加点を減じます。その結果、採用の内定を取り消す場合があります。

注3 例えば、中学校英語教員志願者が、下の表に示す①、④、⑧(加点10)、⑩の4つの加点を希望した場合、加点の合計は25点になりますが、加点の最大は20点のため、20点を加点します。万一④の免許状が取得できなかった場合、25点から5点を減じるのではなく、実際に加点した20点から5点を減じます。

加点項目および点数

出願校種・職種	出願教科	加点項目および点数									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
小学校教員	—		5	10	5				5	5	5
中学校教員	英語	5			5				10	5	5
	英語以外	5			5						5
高等学校教員	英語						10		10	5	5
	地理歴史					10	10				5
	情報							10			5
	上記以外						10				5
特別支援学校教員	—						10				5

加点項目

- ① 小学校教諭普通免許状を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
- ② 中学校教諭普通免許状(外国語(英語)を除く。)を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
- ③ 中学校教諭普通免許状(外国語(英語))もしくは高等学校教諭普通免許状(外国語(英語))を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
- ④ 特別支援学校教諭普通免許状を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
- ⑤ 高等学校教諭普通免許状(公民)を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
- ⑥ 高等学校教諭普通免許状(情報)を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
- ⑦ 高等学校教諭普通免許状(情報を除く。)を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
- ⑧ 英語資格(a)を有する者

⑨ 英語資格(b)を有する者(⑧に該当する者を除く。)

⑩ 司書教諭講習修了証書を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者

注1 ①～⑦の加点を希望する場合は、加点条件を満たす免許状の写しまたは取得見込証明書を提出してください(ただし、②および③の併用、または③ならびに⑧および⑨の併用はできません。)

注2 ⑧および⑨の英語資格の条件は次表のとおりです。加点を希望する場合は、加点条件を満たす資格証明書の写しを提出してください(TOEFL iBT、TOEFL PBT、TOEIC(L&R)については、令和2年7月以降に取得したものに限り、TOEIC(L&R)については、公開テストの結果に限る。)

英語資格(a)	英検1級	TOEFL iBT 105点以上	TOEFL PBT 600点以上	TOEIC(L&R) 945点以上
英語資格(b)	英検準1級	TOEFL iBT 80点以上	TOEFL PBT 550点以上	TOEIC(L&R) 785点以上

- ・ 英検は、(公財)日本英語検定協会「実用英語技能検定」の略
- ・ TOEFLは、国際教育交換協議会「Test Of English as a Foreign Language」の略
- ・ TOEIC(L&R)は、国際ビジネスコミュニケーション協会「Test Of English International Communication Listening & Reading」の略

注3 ⑩の加点を希望する場合は、加点条件を満たす修了証書の写しまたは取得見込証明書(「司書教諭講習修了証書取得見込証明書」)を滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して使用してください。

エ 第一次選考試験の一部免除 次の①～⑤の要件を満たすことにより、第一次選考試験の一部免除を希望する者は、出願フォームの「7 第一次選考試験一部免除の申請」を「あり」とし、必要事項を入力してください。必要な書類を出願後速やかに持参または郵送(郵送の場合は5月18日(水)必着)にて提出することで、第一次選考の一部を免除します。ただし、一部免除は①～⑤のいずれか一つとし、出願後は免除希望の変更はできません。

① 現職教諭等

免除対象の校種・職種	全校種・職種
免除要件	令和5年3月31日現在において、滋賀県外の公立学校もしくは滋賀県内外の国立大学法人附属学校または私立学校の正規の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭または任用の期限を付さない常勤講師(日本国籍を有しない者に限り。)
免除する試験	小学校教員、中学校教員、特別支援学校教員、養護教員、栄養教員 一般教養・教職教養 および専門教科・科目 高等学校教員 一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	各都道府県教育委員会等(任命権者)の発行する在職証明書

注1 免除できるのは、出願する校種・職種、教科と同一の教職経験を有する場合に限ります。

注2 臨時講師等の臨時的任用および非常勤講師の勤務経験・教職経験は含まれません。

注3 私立学校教員の在職証明は勤務している学校の校長の証明が必要です。

② 教諭等経験者

免除対象の校種・職種	全校種・職種
免除要件	過去に公立学校、国立大学法人附属学校または私立学校の正規の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭または任用の期限を付さない常勤講師(日本国籍を有しない者に限り。)
免除する試験	一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	各都道府県教育委員会等(任命権者)の発行する在職証明書

注1 免除できるのは、過去の採用時と同一の校種・職種、教科に出願する場合に限ります。

注2 臨時講師等の臨時的任用および非常勤講師の勤務経験・教職経験は含まれません。

注3 滋賀県教育委員会に雇用されていた方は、滋賀県教育委員会の発行する在職証明書は提出不要です。

注4 私立学校教員の在職証明は勤務していた学校の校長の証明が必要です。

③ 令和4年度(令和3年実施)または令和3年度(令和2年実施)選考試験の第一次選考合格者

免除対象の校種・職種	全校種・職種
免除要件	令和4年度(令和3年実施)または令和3年度(令和2年実施)の滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考に合格し、第二次選考を有効に受験し不合格となった者(補欠者を含む。)のうち、令和3年9月1日から「令和5年度(2023年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験」出願までの間に、滋賀県教育委員会により任用された臨時講師、滋賀県内の各市町教育委員会または滋賀県内の国立大学法人により任用された常勤の講師(校種・職種、教科・科目を問わない。)として通算して1月以上の勤務経験を有する者
免除する試験	一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当年度第二次選考不合格通知または補欠通知の写し</li> <li>・ 辞令書または雇用通知書の写し</li> </ul>

注1 免除できるのは、令和4年度(令和3年実施)または令和3年度(令和2年実施)に受験して合格した第一次選考の校種・職種と同一の校種・職種を受験する場合に限りです。

注2 非常勤講師の勤務経験は含まれません。

注3 滋賀県公立学校教員採用選考試験の大学推薦またはスポーツ特別選考による第一次選考合格者には適用されません。

④ 滋賀県内の常勤の講師経験者

免除対象の校種・職種	全校種・職種
免除要件	平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間のうち、滋賀県教育委員会、滋賀県内の各市町教育委員会または滋賀県内の国立大学法人附属学校において、出願する校種・職種と同一の校種・職種で2年(24月)以上常勤の講師として任用された経験を有する者。ただし、養護教員、栄養教員については任用されていた校種を問わない。
免除する試験	一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	常勤の講師として勤務していた学校の校長の勤務証明書

注1 非常勤講師の勤務経験は通算期間に含まれません。

注2 任用期間の計算は、1月に1日でも任用されていた場合は1月と数えますが、同年度内での最大は12月とします。

注3 「勤務証明書」は滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して使用してください。

注4 免除要件に関わる常勤講師としての勤務経験が複数校の場合は、それぞれの学校で証明が必要です。

⑤ 大学からの推薦を受けた者

免除対象の校種・職種	全校種・職種
免除要件	教育職員普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院および教職大学院(以下「大学等」という。)を令和5年3月に卒業見込みの者もしくは修了見込みの者で、推薦要件を満たし、学長等が推薦する者
免除する試験	一般教養・教職教養
出願時に提出する書類	<p>本人が行う出願手続きとは別に、大学等を通じて、次の3点を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学推薦書</li> <li>・ 成績証明書(出願時のもの)</li> <li>・ 大学推薦自己PRシート(自筆)</li> </ul>

注1 大学からの推薦を受けた者については、10に示した大学院在学・進学者に対する特例は認めません。

注2 滋賀県教育委員会から推薦の依頼を受けた大学等に限りです。教科・科目および推薦人数は各大学等に通知した人数とします。

注3 大学等からの推薦を希望する者は、在学する大学等の学長等に推薦書の作成を依頼してください。なお、所属している大学等が、滋賀県教育委員会から推薦の依頼を受けているかどうかについては、各大学等に問い合わせてください。

注4 「大学推薦自己PRシート」は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して使用してください。

(2) 特別選考

ア 障害者特別選考

募集する校種・職種等	全校種・職種
受験資格	次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ※ 下記の手帳等は出願時および受験日当日において有効であることが必要です。 ① 身体障害者手帳または都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) ② 都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ③ 精神障害者保健福祉手帳
選考の方法等	・ 第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。 ・ 第一次選考の「小論文」に代えて「課題作文」とする。 ・ 障害の程度等に応じて、第二次選考の体育実技を体育実技指導に関する筆記試験に振り替えることがある。
出願時に提出する書類	上記受験資格①～③の手帳等の写し(氏名、障害の種類および程度がわかる部分)

## イ スポーツ特別選考

募集する校種・職種等	全校種・職種
受験資格	スポーツの分野において競技者または指導者としての実績が、次の①および②の要件のいずれかを満たす者。ただし、競技者としての実績は、高等学校卒業後に正選手として出場したものに限る。また、指導者としての実績は、当該競技指導における「監督」として出場したものに限る。 ① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者「国際規模の競技会」とは、オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会および原則としてオリンピック・パラリンピック実施競技を統括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等をいう。 ② 全国規模の競技会等において8位以上の成績を取めた競技者またはその指導者「全国規模の競技会」とは、国民スポーツ大会および(公財)日本スポーツ協会または(公財)日本オリンピック委員会の加盟団体が主催または後援する全日本選手権大会等をいう。ただし、出場者の職種等を限定するもの(教職員大会等)や地方大会、親善大会等を除く。
選考の方法等	・ 提出された書類をもとに事前審査を行い、受験票の送付前に特別選考の受験の可否を通知する。事前審査の結果、特別選考の対象とならなかった者は、一般選考での受験となる。 ・ 第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。 ・ 平成29年4月1日以降の競技者としての実績(第79回国民スポーツ大会(令和7年開催予定)の正式競技・種目に限る。)により出願した者のうち、現在も競技者としての活動を続けており、第79回国民スポーツ大会で本県選手として活躍することが期待できる者は、第一次選考の「小論文」に代えて「課題作文」とする。併せて、中学校教員・高等学校教員の「保健体育」の受験者で第一次選考に合格した者は、第二次選考の「専門実技」を免除する。(出願時に提出する「スポーツ特別選考実績報告書」の該当欄にチェックを入れること。)
出願時に提出する書類	・ スポーツ特別選考実績報告書 ・ 実績を証明する書類(賞状の写し、主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し、「監督」として出場したことを証明するもの等)

注1 スポーツ特別選考の対象となった者については、10に示した大学院在学・進学者に対する特例は認めません。

注2 「スポーツ特別選考実績報告書」は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して

使用してください。

ウ 社会人特別選考

募集する校種・職種等	高等学校教員 数学、理科(物理、化学、生物、地学)、英語、情報、農業、工業(機械系、電気系、化学工業系)
社会人特別選考で求める教員像	先進的な理数教育、情報教育または環境教育、グローバル人材の育成を進める高等学校において、高度な語学力の育成や英語による探究学習の指導を行うことのできる教員。また、農業・工業の高度な職業教育を進める高等学校において、専門性の高い最先端技術や伝統産業等の実践的な指導を行うことのできる教員。
受験資格	<p>「2 出願資格」の(1)および(2)の要件を満たし、それぞれの教科に応じて次の条件を全て満たす者。さらに、教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たすこと。</p> <p>(1) 高等学校教員 数学、理科</p> <p>① 理学・農学・工学・医学系等の大学院を修了し、修士以上の学位を取得していること。</p> <p>② 民間企業、官公庁、研究機関等における常勤の職としての勤務経験が、令和5年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あり、その勤務経験により受験教科の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有すること。</p> <p>(2) 高等学校教員 英語</p> <p>① 英語が母語であること、または、それと同等の英語の語学力を有していること。</p> <p>② 教員の職務を行う上で必要とされる日本語の能力を有すること(日本語検定3級以上を取得していることが望ましい。)</p> <p>③ 大学(同等の外国の教育機関を含む。短期大学を除く。)を卒業し、学士以上の学位を取得していること。</p> <p>④ 日本国内の国公私立中学校または高等学校(中等教育学校を含む。)における英語の指導に関する常勤の職(ALT、英語講師等)としての勤務経験が令和5年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あること(外国語としての英語指導法に関する課程(TESOLまたはCELTA)を修了していることが望ましい。)</p> <p>(3) 高等学校教員 情報</p> <p>① 大学(短期大学を除く。)を卒業し、学士以上の学位を取得していること。</p> <p>② 民間企業、官公庁、研究機関等における常勤の職としての勤務経験が、令和5年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あり、その勤務経験により受験教科の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有すること。(次の対象試験一覧に掲げる情報処理技術者試験(国家試験)の合格者であることが望ましい。)</p> <p>(4) 高等学校教員 農業、工業</p> <p>① 大学(短期大学を除く。)を卒業し、学士以上の学位を取得していること。</p> <p>② 民間企業、官公庁、研究機関等における常勤の職としての勤務経験が、令和5年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あり、その勤務経験により受験教科の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有すること。</p>
選考の方法等	第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。
出願時に提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会人特別選考実績報告書</li> <li>・ 大学院修士課程以上の修了証の写し(数学、理科のみ)</li> </ul>

注1 特別免許状について 特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した方に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。教員免許をもたない者は、採用内定後、特別免許状の教育職員検定に出願し合格しなければなりません。なお、令和5年3月31日までに特別免許状が授与されない場合は、内定を取り消す場合があります。この教育職員検定の実施については、教育職員免許法第5条第4項において、次のように規定されています。

## 教育職員免許法 第5条第4項

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

注2 「社会人特別選考実績報告書」は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードし、印刷して使用してください。

## ※対象試験一覧

①応用情報技術者試験 ②ITストラテジスト試験 ③システムアーキテクト試験 ④プロジェクトマネージャ試験 ⑤ネットワークスペシャリスト試験 ⑥データベーススペシャリスト試験 ⑦エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ⑧情報セキュリティスペシャリスト試験 ⑨ITサービスマネージャ試験 ⑩システム監査技術者試験 ⑪情報処理安全確保支援士試験

## エ 国際貢献活動経験者特別選考

募集する校種・職種等	全校種・職種
受験資格	平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間のうち、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアとしての派遣経験を通算1年以上有する者
選考の方法等	第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。
出願時に提出する書類	派遣の実績が確認できる書類の写し

7 出願方法 「しがネット受付サービス」を使用し、出願フォームによる出願とします。出願フォームによる出願ができない場合は、13の問合せ先に連絡してください。出願後は、志望校種・職種、教科・科目の変更はできません。

(1) 出願における注意点 出願に当たっては、複数の校種・教科等に重複して出願したり、同一の校種・教科等に複数回申し込んだりしないようご注意ください。出願後は、志望校種・職種、教科・科目の変更はできません。

出願フォームによる出願では、連絡が取れるメールアドレス（以下「連絡先メールアドレス」）、A4版の用紙を印刷できるプリンタが必要です。（ダウンロードした受験票および写真票を印刷するためです。外部記憶媒体に保存し別途印刷も可能です。）

- ① 迷惑メール対策等を行っている場合は、あらかじめ、「@mail.graffer.jp」からのメールを受信できるように設定してください。（今年度からドメインを変更しているため、ご注意ください。）
- ② 氏名等の漢字は「JIS第2水準」までの文字とします。外字等該当する文字がない場合は、「JIS第2水準」の中から類字を選んで入力してください。

(2) 出願の手順

## ア 出願フォームへの登録

① 滋賀県ウェブページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/>) から以下のとおり進んでください。入力前に、学歴等（高校、大学卒業または見込年月）がわかるものや教員免許状（取得済の場合）を準備してください。

- ・ 「教育委員会」（ボタン）（ページ下部）をクリックしてください。
- ・ 「滋賀県公立学校教員採用選考試験」（ボタン）（ページ中段）をクリックしてください。
- ・ 文中の「教員採用選考試験出願はこちら」をクリックするか二次元コードを読み取るかして出願フォームに入ってください。
- ・ 「メールを認証して申請に進む」（ボタン）または「ログインして申請に進む」（ボタン）をクリックしてください。
- ・ 「ログインして申請に進む」を選んだ場合は、お手持ちのGoogleアカウントやLINEアカウント、またはGrafferアカウントの作成によりログインすることができ、申請の一次保存ができるようになります。
- ・ 「メールを認証して申請に進む」を選んだ場合は、「申請に利用するメールアドレスを入力してください」の指示に従って入力し、「確認メールを送信」（ボタン）をクリックしてください。

② 連絡先メールアドレスに「（件名）【滋賀県】メールアドレスをご確認ください」のメールが届きます。

③ ②のメール本文のURLをクリックすると、メールの認証が完了し、「申請に進む」（ボタン）をクリックできるようになります。記載内容を確認し、「利用規約に同意する」にチェックを入れ、「申請に進む」（ボタン）をクリックしてください。



イ 出願手続き

- ① 画面の指示に従って、必要な情報を入力してください。(15分程度の時間が必要です。)
- ② 申請内容の確認画面が表示されるので、間違いがなければ「この内容で申請する」(ボタン)をクリックしてください。
- ③ 連絡先メールアドレスに「(件名) 令和5年度滋賀県公立学校教員採用選考試験申込み 申請受付のお知らせ」メールが届きます。本文中に、申請内容確認用のURLが記載されているので、メールを保存しておいてください。

ウ 出願後の手続き

- ① 6月15日(水)までに、連絡先メールアドレスに受験票と写真票のダウンロード先を通知しますので、ダウンロードしA4版の用紙に印刷してください。(印刷の際は必ず倍率100%で印刷してください。)また、それぞれに同一の写真(4.5cm×3.5cm)を貼り、試験当日に持参してください。
- ② 特別選考や試験の一部免除、加点を希望する場合は、免除要件を示す証明書等書類を、5月18日(水)までに到着するよう速やかに、別途持参または郵送(郵送の場合は5月18日(水)必着)してください。  
出願後14日を過ぎても上記イ③の「申請受付のお知らせ」メールが届かない場合は、13「出願書類等の提出先、出願に関する問合せ先」まで連絡してください。

8 選考基準 選考試験の各区分の配点割合は、次のとおりです。また、「一般教養・教職教養」および「専門教科・科目」は100点満点で採点し、それ以外は10段階で評価します。

(1) 第一次選考

校種・職種	区 分	一般教養 教職教養	専門教科 科 目	小 論 文	面接試験
小学校教員		2	2	2	4
中学校教員		1.5	2.5	2	4
高等学校教員		1	3	2	4
特別支援学校教員		2	2	2	4
養護教員		2	2	2	4
栄養教員		2	2	2	4

(2) 第二次選考

校種・職種	区 分	指導実技	専門実技	面接試験
小学校教員		2	2	6
中学校教員	音楽、美術、保健体育、技術、家庭	2	2	6
	その他	4		6
高等学校教員	保健体育、美術、家庭、農業、工業、商業	2	2	6
	その他	4		6
特別支援学校教員		4		6
養護教員			4	6
栄養教員		4		6

9 選考結果

(1) 第一次選考の結果は、7月27日(水)午後1時頃に県庁前掲示板および滋賀県教育委員会ウェブページに掲載するほか、受験者全員に郵送で通知します。

なお、第二次選考の受験資格を得た者については、併せて第二次選考の日程等について通知します。

第二次選考を受験した者は、下記の提出書類を9月2日(金)までに持参または郵送してください(郵送の場合は9月2日(金)必着)。郵送の場合は、封筒の表左下に、出願校種と受験番号を記入するとともに、「提出書類在中」と朱書きしてください。

提 出 書 類	
ア	すでに教員免許状を取得している者 所有する全ての教員免許状の写し(裏面に記載のある免許状の場合は、両面複写したもの)
イ	教員免許状を取得見込みの者 在学する学校の学長、学部長等の発行する教員免許状取得見込証明書

- ウ 教員免許更新制による更新講習の修了確認、延期または免除等を受けた者 それぞれの証明書(免許管理者の都道府県教育委員会から交付されたもの)の写し
- エ 社会人特別選考を受験した者 社会人特別選考実績報告書に記入した勤務実績、資格等を証明する書類(団体や代表者により証明されたものに限る。)
- オ 改姓等により、ア～エの書類に記載された氏名と現在の氏名が異なる者 改姓等を証明できる書類(本籍地の記載のないものか、本籍地の記載をマジック等で塗りつぶしたのものに限る。)

- (2) 第二次選考の結果は、9月下旬(予定)に県庁前掲示板および滋賀県教育委員会ウェブページに掲示・掲載するほか、受験者全員に通知します。なお、「合格」「不合格」とは別に若干名を「補欠」として通知することがあります。「補欠」の者が第二希望で追加合格する場合、実技試験を課す場合があります。  
なお、「補欠」の者については12月上旬に改めて、「合格」か「不合格」を通知します。
- (3) 第二次選考の合格者は、令和5年度採用候補者名簿に登載します。採用候補者名簿に登載された者を対象に、健康診断(令和5年1月12日(木)および13日(金)のうちいずれか1日を指定して実施予定)および採用内定者研修会(令和5年1月14日(土)実施予定)を行います。
- (4) 大学卒業予定者または大学院修了予定者を対象(希望制)に、「滋賀若鮎教職インターンシップ」を実施する予定です。令和4年12月から令和5年2月までの期間に学校現場での職場体験を行い、4月のスタートに向けての準備を行います。
- (5) 第一次選考および第二次選考の全ての受験者に対して、選考試験の区分ごとの得点および合格最低点を通知します。

#### 10 大学院在学・進学者に対する特例

- (1) 大学院修士課程に在学または進学する第二次選考合格者の採用時の特例扱い 専修免許状を取得できる大学院修士課程に令和4年度に進学している者、もしくは令和4年10月31日(月)までに令和5年度が進学が決定している者であって、修士課程修了を希望する者に対して、専修免許状の取得を条件に最大2年間(令和4年度に大学院に進学した者は1年間、令和5年度に進学する者は2年間)採用を延期します。令和5年度に進学が決定している者の特例は、令和4年度末に大学等の卒業見込みの者に限り、なお、大学からの推薦を受けた者およびスポーツ特別選考対象者については、この特例の適用対象外とします。
- (2) 特例を受けるための流れ
  - ア 出願フォームの「9 大学院特例の申請」で希望の有無を「あり」とし、大学院名および延期年数を入力する。
  - イ 令和5年度(2023年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験に合格後、大学院在学または進学を理由として採用延期の特例を希望する者は、令和4年11月1日(火)までに申し出てください。
- (3) その他
  - ア (2)アまたはイのいずれかが確認できない場合は、特例を認めません。
  - イ 延期期間終了までに、大学院修士課程の修了および専修免許状の取得ができなければ、合格を取り消します。
  - ウ 大学院在学または進学を理由として採用延期が認められた者については、延期期間終了の前に面談を実施します。なお、面談の実施日時、場所等については別途連絡します。

- 11 臨時講師等の情報利用 令和5年度(2023年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験に不合格となった場合、出願フォームに入力した情報を滋賀県公立学校臨時講師等の依頼のために使用してよい場合は、出願フォームの「13 確認事項」において「臨時講師任用の連絡可否」の許諾を入力してください。

#### 12 その他

- (1) 特別選考および第一次選考試験の一部免除の対象者以外の受験者は、面接試験および全ての筆記試験の受験が必要です。
- (2) 出願資格を欠いていることが判明したときは、採用に係る資格を取り消すものとします。
- (3) 受験した校種・職種および教科に相当する有効な普通免許状を有していない場合は、採用しません。(社会人特別選考および教職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けた場合を除く。)
- (4) 特別な事情により配慮を希望する者は、出願フォームの「13 確認事項」において「受験時の配慮希望」を「あり」とし、配慮希望事項およびその理由を入力してください。
- (5) 提出された出願書類は返却しません。
- (6) 教員採用選考試験の過去の問題および正答例等は、県庁新館2階県民情報室で閲覧およびコピー(有料)をすることができます。
- (7) 試験会場への家用車の乗り入れは送迎も含めて禁止します。

- (8) 受験に際しては、省エネルギー推進のため、ノー上着・ノーネクタイでの受験にご協力ください。
- (9) 試験の内容、結果等の問合せについては一切応じません。
- (10) 教諭(任用の期限を付さない常勤講師を含む。)としての初任給例は、次の表のとおりです。このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれ条件に応じて支給されます。なお、経歴に応じて次の表の額に一定の額が加算されます。(令和4年4月1日現在の額であり変更することがあります。)

区 分	給 与 額
修士課程修了	262,934円
大 学 卒	238,274円
短 大 卒	213,154円

※ これらの額は給料、教職調整額、義務教育等教員特別手当および地域手当の合計額です。

- 13 出願書類等の提出先、出願に関する問合せ先 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課 採用担当 電話 077-528-4534(小学校教員、中学校教員、養護教員、栄養教員) 077-528-4532(高等学校教員、特別支援学校教員) (いずれも、土曜日および日曜日を除く午前9時から午後5時まで)

